

事務連絡  
令和2年12月22日

一般財団法人食品産業センター  
理事長 村上 秀徳 殿

消費者庁食品表示企画課長  
(公 印 省 略)

### 製造所固有記号の更新手続きに関するお知らせ

日頃から、食品表示をはじめ、消費者行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

食品表示については、食品表示法（平成25年法律第70号）の規定に基づき、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従った表示が必要となっています。

そのうち、製造所固有記号の使用に当たっては、あらかじめ食品関連事業者が製造所固有記号届出データベースにより消費者庁長官に届け出ることとなっております。

同データベースは平成28年度から運用を開始しておりますが、当該記号の有効期限は届出日から起算して5年で満了するため、有効期限満了後も継続して同じ記号を使用する場合には、更新手続きが必要となります。更新手続きは満了日の90日前から可能ですが、この90日間に手続きを行わなかった場合、当該記号は自動的に廃止され、当該記号を表示することはできなくなります。そのため、別添の質疑応答内容も参考にいただき、適切な対応をいただくよう、傘下団体・所属会員への周知をよろしくお願い申し上げます。